

亀山市行政組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月20日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第23号

亀山市行政組織条例の一部を改正する条例

亀山市行政組織条例（平成17年亀山市条例第184号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正部分」という。）及び同表の改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分（以下「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びこれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分に対応する改正後部分が存在しないときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分に対応する改正部分が存在しないときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び部に属さない課を置く。</p> <p>政策部</p> <p>〔（1）～（4） 略〕</p> <p>〔（5）を削る。〕</p> <p><u>（5）</u> [略]</p> <p>総務財政部</p> <p>〔（1）～（5） 略〕</p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部及び部に属さない課を置く。</p> <p>政策部</p> <p>〔（1）～（4） 略〕</p> <p><u>（5）行政改革に関する事項</u></p> <p><u>（6）</u> [略]</p> <p>総務財政部</p> <p>〔（1）～（5） 略〕</p>

<p><u>(6) 行財政改革に関する事項</u></p> <p><u>(7) [略]</u></p> <p><u>(8) [略]</u></p> <p><u>(9) [略]</u></p> <p><u>(10) [略]</u></p> <p><u>(11) [略]</u></p> <p>[市民文化部 略]</p> <p>健康福祉部</p> <p>[(1) ~ (6) 略]</p> <p>[(7) を削る。]</p> <p>[(8) を削る。]</p> <p>[(9) を削る。]</p> <p>[(10) を削る。]</p> <p><u>(7) [略]</u></p> <p>子ども未来部</p> <p><u>(1) 児童福祉に関する事項</u></p> <p><u>(2) 就学前の子どもに対する教育及び保育に関する事項</u></p> <p><u>(3) 子育て支援に関する事項</u></p> <p><u>(4) 母子保健に関する事項</u></p> <p><u>(5) 母子及び父子並びに寡婦福祉に関する事項</u></p> <p>[産業環境部 略]</p> <p>[建設部 略]</p> <p>[上下水道部 略]</p> <p>[防災安全課 略]</p>	<p>[(6) を加える。]</p> <p><u>(6) [略]</u></p> <p><u>(7) [略]</u></p> <p><u>(8) [略]</u></p> <p><u>(9) [略]</u></p> <p><u>(10) [略]</u></p> <p>[市民文化部 略]</p> <p>健康福祉部</p> <p>[(1) ~ (6) 略]</p> <p><u>(7) 児童福祉に関する事項</u></p> <p><u>(8) 就学前の子どもに対する教育及び保育に関する事項</u></p> <p><u>(9) 子育て支援に関する事項</u></p> <p><u>(10) 母子及び父子並びに寡婦福祉に関する事項</u></p> <p><u>(11) [略]</u></p> <p>[子ども未来部を加える。]</p> <p>[産業環境部 略]</p> <p>[建設部 略]</p> <p>[上下水道部 略]</p> <p>[防災安全課 略]</p>
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(亀山市行政改革推進委員会条例の一部改正)
- 2 亀山市行政改革推進委員会条例（平成17年亀山市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>総務財政部</u> において処理する。	(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>政策部</u> において処理する。

(亀山市子ども・子育て会議条例の一部改正)

- 3 亀山市子ども・子育て会議条例（平成25年亀山市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(庶務) 第7条 子ども・子育て会議の庶務は、 <u>子ども未来部</u> において処理する。	(庶務) 第7条 子ども・子育て会議の庶務は、 <u>健康福祉部</u> において処理する。